第二百九十一号

令和四年

六月九日

日

ーネ病

牛

患畜

富士河口

|湖町

令和四年六月二日

木 曜 日

病の種類 家畜伝染 種類 家畜の 患畜の区分 患畜又は疑似 頭発生 発 生 場 所 発 生 年 月

日

次

目

示

○落札者の決定について………………………………………………………………三一六

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………|二|

○公共測量の実施(二件)…………………………………………………………………………三一八

教育委員会

○令和五年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項.....三一九

告 示

山梨県告示第百三十二号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎

幸 太 郎

山梨県告示第百三十三号

所身延支所において、この告示の日から令和四年六月三十日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 令和四年六月九日 山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 次のとおり道

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

道路の種類 県道

路線名 身延本栖線

三 道路の区域

七 七

	一○·七~ 一九·六	新	一地先まで
1111 • 0	八 五 一 七 · 四	旧	南互摩那身近丁皮木井字一里公三二一四番一地先から南巨摩郡身延町波木井字一里松三一一六番
(メートル)	(メートル)	の 旧別 新	区間

山梨県告示第百三十四号

覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年六月三十日まで一般の縦 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

Щ

山梨県告示第百三十五号

口官有無番地地先まで

務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県富士·東部建設事

令和四年六月九日

指定の年月日

令和四年六月二日

山梨県知事 長

幸

太

郎

崎

指定道路の位置 富士吉田市竜ヶ丘二丁目八百九十八番九十五及び八百九十八番九

指定道路の幅員 五・〇〇メートル

指定道路の延長 五十一・六〇メートル

公 告

随意契約の相手方の決定について

九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携 ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千 に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸

随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

太 郎

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	三千九百個	一万五千三百十一円(一個当たり)
配送用倉庫		三十三万円

契約に関する事務を担当する所属

山梨県知事直轄組織新型コロナウイルス対策グループ

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

随意契約の相手方を決定した日 令和四年四月一日

随意契約の相手方

名称 株式会社クスリのサンロード

住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地

契約の相手方を決定した手続 随意契約

かったため(地方自治法施工例 項第五号に該当)。 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができな (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一

落札者の決定について

本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものであ 年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日 で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブ

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸

太 郎

落札に係る役務の名称及び数量

名称 第四期統合サーバサービス提供業務委託

数量 式

二 契約に関する事務を担当する所属

名称 山梨県総務部情報政策課

所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

落札者を決定した日 令和四年三月三十日

○ 名称 日本システムウエア株式会社

□ 住所 東京都渋谷区桜丘町三十一番十一号

五 落札金額 五億千二百六十万円

ハ 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

よる公告を行った日 令和四年二月十七日 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

) 随意契約の相手方の決定について

るものである。
に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

随意契約に係る役務

) 名称 山梨県財務会計システム維持管理業務委託

二 数量 一式

一契約に関する事務を担当する所属

名称 山梨県総務部情報政策課

□ 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

一 随意契約の相手方を決定した日 令和四年四月一日

四 随意契約の相手方

〇 名称 日本電気株式会社

〕 住所 東京都港区芝五丁目七番一号

契約金額 三千三百五十万六千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当)。 るため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七七 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であ

》 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

公告し、及び縦覧に供する。

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

登立号一届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三菱HCキャ 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三菱HCキャ

二 届出の概要

西八幡字東冷間千四百三十四番一外 ユニクロ甲斐アルプス通り店 山梨県甲斐市1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニクロ甲斐アルプス通り店 山梨県甲斐市

にあっては代表者の氏名 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人

3 変更の年月日 令和四年四月一日

三 届出年月日 令和四年五月二十三日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

五 縦覧期間 この公告の日から令和四年十月十日まで

センター

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

に供する。

一次ののでは、
ののでは、
のののでは、
のののでは、
のののでは、
のののでは、
のののでは、
ののののでは、
のののでは、
のののでは、
のののでは、
のののでは、
のののでは、
ののでは、
のののでは、
ののでは、
ののでは

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

川町青柳町九百七十三番一外 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォレストモール富士川 山梨県南巨摩郡富士

二 届出の内容 変更

Щ

山

届出の公告日 令和四年一月二十七 日

意見の概要 交通安全対策の実施

Ŧī. センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

六 縦覧期間 この公告の日から令和四年十月十日まで

屋外広告物講習会の開催について

習会を開催する。 山梨県屋外広告物条例 (平成三年山梨県条例第三十五号)第三十四条の規定による講

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

 \equiv

開催日時 令和四年九月二十二日(木)午前九時十分

開催場所 甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館(二階大会議室)

1 屋外広告物に関する法令 三

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項

3 屋外広告物の施工に関する事項

梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。なお、受講手数料は、申込みを取り消し た場合、又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。) 受講手数料 一科目につき千円 (受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山

Ŧ. により提出(令和四年九月九日(金)必着) 受講申込み期間 令和四年七月十一日(月)から同年九月九日(金)までに、郵送

六 受講申込書の提出先 務課景観づくり推進室(電話○五五-二二三-一三二五) 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部県土整備総

基本測量の終了

により公示する。 長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により国土地理院の

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

測量の種類 基本測量(時空間変位確定測量

測量の地域 山梨県全域

測量の期間 令和四年一月一日から令和四年三月三十一日まで

公共測量の実施

たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け 測量法 令和四年六月九日 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

長

幸

太

郎

山梨県知事 崎

測量の種類 公共測量(車載写真レーザ測量)

測量の地域 峡南建設事務所の所管区域全域

測量の期間 令和四年六月十三日から令和四年十二月二十七日まで

公共測量の実施

たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

測量の種類 公共測量(車載写真レーザ測量)

測量の地域 峡南建設事務所身延支所の所管区域全域

測量の期間 令和四年六月十三日から令和四年十二月二十七日まで

随意契約の相手方の決定について

九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、 ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千 るものである。 に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日 経済上の連携

令和四年六月九日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

随意契約に係る役務の名称及び数量

名称 山梨県総合河川情報システム保守点検業務委託

数量

一 契約に関する事務を担当する所属

山梨県県土整備部治水課

第二百九十一号

募集定員 1

各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

2 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する者とする。

学校名		募集区分	要件	
盲学校	幼稚部		(1) 幼稚部 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第22条の3に規定 する視覚障害者で、令和5年4月1日現在において満3歳以上6歳 未満の者 (2) 高等部本科	
	高等部	本科普通科本科保健理療科專攻科保健理療科專攻科理療科	施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和5年3月に卒業見込みの者 ② 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは令和5年3月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者(以下「中学校卒業見込者等」という。) ③ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (3)高等部専攻科施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 盲学校高等部本科若しくは高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者 ② 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者	
ろう学校		幼稚部	(1) 幼稚部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、令和5年4月1日 現在において満3歳以上6歳未満の者 (2) 高等部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれ	
	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する聴見障害者で、次の各号のいすれかに該当する者 ① 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和5年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者	
甲府支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する肢体不自由者で、次の各号のいっれかに該当する者 ① 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	
あけぼの支援学校	高等部	本科普通科	中学部を卒業した者又は令和5年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者	

学 校 名	募集区分		要件
わかば支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中
かえで支援学校	高等部	本科普通科	学部を卒業した者又は令和5年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
やまびこ支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者又は肢体不自由者で、 次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和5年3月に卒業見
ふじざくら支援学校	高等部	本科普通科	込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
高等支援学校桃花台学園	高等部	本科産業技術科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の(1)から(3)の全てに該当する者 (1)次のいずれかの条件を満たす者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和5年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (2)知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 (3)基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者

3 出願、入学検査及び選抜方法

- (1) 高等支援学校桃花台学園(以下「桃花台学園」という。)
 - 出願
 - ア出願の制限
 - 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。
 - (イ) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和4年12月28日(水)までに受けておくこ と。

イ 出願期間

令和5年1月19日(木) (一括受付)、1月20日(金)の午前9時から午後4時まで及び1月 23日(月)の午前9時から正午まで

ウ 出願書類

- (ア) 入学願書
- (イ) 志願理由書
- (ウ) 確約書
- (エ) 調査書
- 住民票の写し (才)

本人及び保護者に関するもので、令和4年12月以降発行のもの

(カ) 健康診断票

医療機関が発行したもの(桃花台学園校長が指定する様式による。)で、令和4年 12月以降に受診したもの

言

- (キ) 山梨県総合教育センター相談支援センター特別支援担当が令和4年4月以降に発行した 施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」 (すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を令和5年3月卒業見込みの知的障害を主 障害とする者は、所見の提出は不要とする。)
- ② 入学検査
 - ア期日

令和5年2月1日(水)

イ 会場

桃花台学園

ウ 入学検査の内容 学力検査、作業能力検査及び面接

③ 追検査

ア対象者

新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

イ 期日

令和5年2月6日(月)

ウ会場

桃花台学園

- エ 追検査の内容
 - 「3 (1) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。
- ④ 選抜方法

桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

- (2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校(以下「盲学校等」という。)
 - 出願
 - ア出願の制限

出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

イ出願期間

令和5年2月13日(月)から16日(木)の午前9時から午後4時まで及び2月17日(金)の午前9時から正午まで

- ウ 出願書類
 - (ア) 全校共通
 - a 入学願書
 - b 調査書(幼稚部は除く)
 - c 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和5年1月以降発行のもの

d 健康診断票

医療機関が発行したもの(志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。)で、令和5年1月以降に受診したもの(志願先特別支援学校の中学部を令和5年3月卒業見込みの者を除く。)

ただし、あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者があけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター整形外科医発行のものとする。

(イ) 学校ごとに必要な書類(志願先特別支援学校の中学部を令和5年3月卒業見込みの者を除く。)